

島原地域広域市町村圏組合事務局の組織等に関する規則

昭和46年9月22日規則第4号

改正 昭和48年5月1日規則第2号	昭和48年10月4日規則第3号
昭和50年4月5日規則第4号	平成6年3月22日規則第1号
平成10年4月30日規則第2号	平成11年10月18日規則第2号
平成18年3月14日規則第2号	平成19年3月28日規則第2号
平成23年3月30日規則第4号	平成24年3月27日規則第4号
平成30年3月27日規則第1号	平成31年3月28日規則第5号
令和5年3月15日規則第4号	

(目的)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合事務局等設置条例（平成46年島原地域広域市町村圏組合条例第4号）第3条の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合事務局（以下「事務局」という。）の組織等について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 事務局に、事務局長及びその他必要な職員を置く。

(事務局長の職務)

第3条 事務局長は、管理者の命を受けて、事務を統轄掌理し、職員を指揮監督する。

(係の設置)

第4条 課に次の係を置く。

総務課 総務係 企画係 事業係
電算課 管理係 開発係 業務係
介護保険課 総務企画係 業務係 認定係 給付係 地域支援係

(分掌事務)

第5条 課係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

総務係

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 条例、規則その他規程の制定及び改廃の手続きに関すること。
- (3) 予算の編成及び執行の監督並びに決算に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書の収発及び整理保存に関すること。
- (6) 公告式に関すること。
- (7) 職員の任免、分限、懲戒、服務及び勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (8) 職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

- (9) 職員の給与に関する事。
- (10) 組合財産の取得、維持管理及び処分に関する事。
- (11) 財政事情の公表及び財務報告に関する事。
- (12) 物品の出納、保管に関する事。
- (13) 表彰に関する事。
- (14) 共済組合、退職手当組合並びに公務災害補償に関する事。
- (15) 課内の庶務に関する事。
- (16) その他組合に関する事。

企画係

- (1) 組合事務の企画、調整並びに能率化に関する事。
- (2) 諸統計の調査に関する事。
- (3) 調査会に関する事。

事業係

- (1) 不燃性廃棄物処理事業の調査及び運営に関する事。
- (2) 不燃性廃棄物最終処分場施設の維持管理に関する事。
- (3) 車両の維持管理に関する事。
- (4) 不燃物ごみ処理手数料の徴収及び納入に関する事。

電算課

管理係

- (1) 電子計算機及び附帯設備並びに機器の管理に関する事。
- (2) 電子計算機の入力及び各種データの管理に関する事。
- (3) 電算業務に係る市間の連絡調整に関する事。
- (4) 課内の庶務に関する事。
- (5) その他電算に関する事。

開発係

- (1) 電算適用業務の分析及び調査研究に関する事。
- (2) システム設計並びに移行計画に関する事。
- (3) 電算機専門部会の運営に関する事。

業務係

- (1) 電子計算機による行政事務の処理に関する事。
- (2) 電子計算機のプログラムに関する事。
- (3) 電子計算機のオペレーションに関する事。

介護保険課

総務企画係

- (1) 介護保険事業の運営に関する事。

- (2) 介護保険特別会計に関する事。
- (3) 介護保険固有の条例・規則その他規定の制定及び改廃の手続きに関する事。
- (4) 介護保険事業計画の策定に関する事。
- (5) 介護保険料率の決定に関する事。
- (6) 周知広報等に関する事。
- (7) 企画調整に関する事。
- (8) 統計事務に関する事。
- (9) 課内の庶務に関する事。
- (10) その他介護保険に関する事。

業務係

- (1) 被保険者の資格得喪管理に関する事。
- (2) 介護保険料の賦課・徴収に関する事。
- (3) 介護保険料の滞納者・未納者に対する給付制限に関する事。

認定係

- (1) 介護認定審査会に関する事。
- (2) 介護認定審査に関する事。
- (3) 要介護認定の適正化（介護給付費等費用適正化事業（以下「適正化事業」という。））に関する事。

給付係

- (1) 介護保険給付事務（介護給付費に係る台帳の整備及び報告を含む。）に関する事。
- (2) 第三者行為の求償事務に関する事。
- (3) 国保連合会との調整に関する事。
- (4) 基盤整備に関する事。
- (5) 基準該当居宅サービス事業者等に関する事。
- (6) 地域密着型サービス事業所の指定、調査指導（適正化事業）に関する事。
- (7) 居宅介護支援事業所の指定、調査指導（適正化事業）に関する事。
- (8) 介護サービス費の請求等にかかる指導（適正化事業）に関する事。
- (9) 住宅改修等の調査指導（適正化事業）に関する事。

地域支援係

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (2) 包括的支援事業に関する事。
- (3) 任意事業（適正化事業を除く。）に関する事。
- (4) 保健福祉事業に関する事。

（課長等の設置）

第6条 課に課長、係に係長を置き、必要により課に参事、課長補佐を、係に主任を置く

ことができる。

(課長等の職務)

第7条 課長は、上司の命を受け、課の事務を統轄し、所属職員を指揮監督し、局長に事故あるときは、その職務を代理する。

2 参事は、課長を補佐し困難な特定の事務を処理する。

3 課長補佐は、課長を補佐し、所掌事務を処理する。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

5 主任は、係長を補佐し、その事務を処理する。

(担任事務の決定)

第8条 課長は、所属職員の仕事の担任を定めなければならない。

2 前項の担任を定めたときは、総務課長に通知しなければならない。

(事務処理の協力)

第9条 職員は事務処理上必要があるときは、相互に協力し、事務の遂行に努めなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年8月1日より適用する。

附 則 (昭和48年5月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年10月4日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年3月22日規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月30日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年10月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月14日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第4号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第4号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第1号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第5号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日規則第4号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。